

「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議

県立高等学校の再編整備等については、平成19年10月に基本計画等が教育委員会において決定されたが、統廃合対象校の地元からの見直しを求める声等を受け、前期計画期間を1年間延ばし、その再編・統合案件については、平成20、21年度の入学者の状況等も見極めながら判断するとされた経緯がある。そのことを踏まえ、県議会としては、21年度の出願者数の確定までは、再編整備にかかわる予算を承認せず、各地域の要望に沿って地元と県教育委員会の協議を促し、地域の取り組みに支障が出ないような環境をつくることに努めてきたところである。しかし、地域によってはこの計画の合意に達することができず、いまだに反対する意見が出されている状況である。こうした中、3月3日の教育委員会では、平成20、21年度の入学者、出願者の状況等を踏まえ、前期の再編・統合案件についての最終判断が出されたところである。

少子化の著しい進行とそれに伴う学校の小規模化という状況の中で、次代を担う子どもたちにとってよりよい教育環境を確保していくためには、県立高等学校の再編整備等は避けて通れないと認識しているものの、再編・統合に関係する地域の声を聞くときに、教育の問題を超えて、過疎化、高齢化で疲弊している地域をどのように活性化していくかという観点からの取り組みが求められているところである。

また、教育環境をめぐる厳しい状況は、公立学校のみならず私立学校においても同様であり、歴史ある学校法人が合併により解散に追い込まれる等の厳しい状況が出始めているという現実もある。

よって、かかる状況にかんがみ、「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に当たって、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 再編整備の実施に当たっては、想定される諸課題に地元と真摯に協議するとともに、特に通学事情が悪化することがないように地元関係者等と十分協議し、生徒の交通手段の確保に努めること。
 - 2 統廃合の対象地域の活性化については、県行政全体で取り組むとともに、再編整備に伴う学校施設や跡地等の有効利用については、地元の意向を十分に踏まえ、全庁を挙げて最大限の努力をすること。
 - 3 「県立高等学校再編整備等基本計画」に基づく中・後期の実施準備計画の策定においても、引き続き地域住民との意見交換を行い、地元の理解が得られるよう努めるとともに、入学者が増えるといった状況の変化があれば、その時点で可能な限り柔軟な対応に努めること。
 - 4 本県の厳しい財政事情を踏まえつつも、将来にわたって教育関係予算を維持・確保し、公私立間の保護者負担の是正等にも配慮した予算編成に努めること。
- 以上、決議する。

平成21年3月23日

熊 本 県 議 会

